

安城市アスベスト対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベストの分析調査又は除去等を行う者に対し交付する安城市アスベスト対策費補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 対象建築物 本市の区域内に存する建築物のうち、壁、柱、天井等にアスベストが吹き付けられているおそれのある建築物をいう。
- (3) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項から第4項までに規定する者をいう。
- (4) 分析調査 対象建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの含有の有無を「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）により示された方法で建築物石綿含有建材調査者が分析調査することをいう。
- (5) 除去等 対象建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストについて除去、封じ込め又は囲い込みの措置を行うことをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象建築物の所有者（区分所有の共同住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第2項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。以下「管理組

合」という。) その他市長が認める者であること。

- (2) 補助金の交付決定の通知があった日の属する年度の2月末日までに、分析調査又は除去等を完了する者であること。
- (3) 市税の滞納がないこと(法人格を有しない管理組合にあっては、その代表者が市税を滞納していないこと。)
- (4) 国及び他の地方公共団体等が交付する類似の助成を受ける者又は受ける予定のある者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと(管理組合にあっては、その代表者が暴力団員でないこと。)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 分析調査に要した経費の全額。ただし、1棟につき25万円を限度とする。
- (2) 除去等に要した経費の3分の2の額。ただし、1棟につき180万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、分析調査又は除去等を実施する前に、安城市アスベスト対策費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、配置図及び平面図(分析調査の場合を除く。)
- (2) 申請に係る対象建築物の登記事項証明書その他当該対象建築物の所有者が分かる書類
- (3) 対象経費の見積書(分析調査の場合は、異なる2以上の者がそれぞれ作成したもの)
- (4) 現況写真
- (5) アスベストが吹き付けられていることを証する書類(分析調査の場合を除く。)
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、安城市アスベスト対策費補助金交付決定通知書(様式第2)に

より申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、分析調査又は除去等の内容を変更し、又は補助金の額に変更が生じる場合は、安城市アスベスト対策費補助金変更交付申請書(様式第3)に変更後の対象経費の見積書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更がない場合は、変更内容の分かる書類の提出で足りるものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、安城市アスベスト対策費補助金変更交付決定通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、分析調査又は除去等が完了したときは、速やかにアスベスト対策費補助金実績報告書(様式第5)に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 分析調査の場合 次に掲げる書類

- ア 分析調査の結果報告書
- イ 資料の採取状況が確認できる写真
- ウ 分析調査に要した経費の領収書の写し
- エ 契約書の写し
- オ その他市長が必要と認めるもの

(2) 除去等の場合 次に掲げる書類

- ア 除去等の結果報告書
- イ 工事着手前、工事の施工中及び工事完了後の写真
- ウ 除去等に要した経費の領収書の写し
- エ 契約書の写し
- オ その他市長が必要と認めるもの

(補助金の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反

したとき。

(3) 第3条第2号に定める期日までに分析調査又は除去等が完了しないとき。

(4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。